

# 企画競争説明書

業務名称： ギニア国海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト

調達管理番号： 20a00077

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年8月5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年8月5日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ギニア国海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月 ～ 2025年2月

以下の4つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定していま

す。「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第1期：2020年12月 ～ 2021年12月

第2期：2022年 1月 ～ 2023年12月

第3期：2024年 1月 ～ 2025年 2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本競争のうち、契約履行期間が12ヶ月を越える期については、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間(13か月)を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降)：契約金額の10%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 早山 恒成 soyama.tsunenari@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

経済開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行し

ていない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ギニア国国産米品質向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（公示番号：190065）の受注者（OPMAC 株式会社）及び同業務の業務従事者

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作

成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年 8月 14日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年 8月 20日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年 9月 4日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先・場所：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割され

ることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- a) 旅費（航空賃）
- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）  
該当なし

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- a) 農家を取り巻く現況調査（第1ステージ）に係る直接経費（特殊傭人、現地再委託費等）：  
10,000千円
- b) 第1バッチ・第2バッチのベースライン調査およびエンドライン調査（第2ステージ）に係る直接経費（特殊傭人、現地再委託費等）：  
10,000千円
- c) 第3バッチのベースラインおよびエンドライン調査（第2ステージ）に係る直接経費（特殊傭人、現地再委託費等）：  
10,000千円
- d) 事務所修繕費：第1期に500千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨 GNF 10,000 = 109.791 円
- b) US\$ 1 = 105.013 円
- c) EUR 1 = 123.448 円

5) その他留意事項

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- ①業務主任者／コメバリューチェーン（マーケティング）
- ②国家米開発戦略（NRDS）
- ③稲作技術（対象国経験・語学評価なし）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 40M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月24日（木）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること



## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう

な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：稲作開発およびコメバリューチェーン開発にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が同4月以降になった場合に、国内で事前(2020年12月から2021年3月)に実施できる業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 業務主任者/コメバリューチェーン(マーケティング) (2号)

② 国家米開発戦略(NRDS) (3号)

③ 稲作技術 (4号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（コメバリューチェーン／マーケティング）】

- a) 類似業務経験の分野：コメバリューチェーン及びマーケティングに係る各種業務。
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語。仏語の能力を有することが尚望ましい（両言語について証明書を有する場合は添付すること）
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 国家米開発戦略（NRDS）】

- a) 類似業務経験の分野：農業政策推進に係る各種業務。なお、稲作振興に係る業務経験を有することが望ましい。
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語。仏語の能力を有することが尚望ましい（両言語について証明書を有する場合は添付すること）

【業務従事者：担当分野 稲作技術】

- a) 類似業務経験の分野：稲作栽培技術および収穫後処理技術に係る各種業務、現地調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ及び全途上国
- c) 語学能力：英語。仏語の能力を有することが尚望ましい（両言語について証明書を有する場合は添付すること）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式

はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10.00)</b>	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40.00)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50.00)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(26.00)</b>	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／コメバリューチェーン（マーケティング）</u>	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	(-)	(8.00)
ア) 類似業務の経験		3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		1.00
エ) 業務主任者等としての経験		2.00
オ) その他学位、資格等		1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： 国家米開発戦略(NRDS)</b>	<b>(12.00)</b>	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 稲作技術</b>	<b>(12.00)</b>	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年 9月9日（水） 14：00～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室  
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
  3. 実施方法：
    - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
    - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
      - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
      - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
- 注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」又は「機構」という）が●●●を代表者とする共同企業体（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ギニア国 海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

ギニアにおいて、農業はGDPの16.4%を占め、就労人口の68%が従事している重要な産業である（世銀、2018年）。特に、コメは農業の中でも主要な作物であり（農業統計局、2015年）、伝統的にコメを主食とするギニアでは、国民の一人当たりコメ年間消費量は100kg/人（Politique National de Développement Agricole、以下「PNDA」、2016年）と、国内におけるコメの需要は極めて高い。2017年のコメ（精米）輸入量は約60万トン（Bureau de Stratégie et de Développement、以下「BSD」、2017年）であり、コメ自給率は2015年時点で85.7%（農業統計局、2015年）ということからも、農業省は自給率向上のための国産米振興を目指す政策を立てている。しかし、詳細計画策定調査結果では、ギニア国内のコメ供給量（国産米生産量＋コメ輸入量：約2,054,000 トン）はコメ需要量（人口×一人当たりコメ消費量：1,271,000 トン）を大幅に上回っていると試算されており、数値的には国内でコメが余剰していると言えるが、それにも関わらず年々輸入量が増加傾向にある状況は、輸入米が自由市場で取引されている現状からは不明点が多い。（詳細計画策定調査報告書、2019年）

ギニアの国産米の栽培段階、および市場流通には課題が多く、バリューチェーンにおいても未発達な状況が報告されている（詳細計画策定調査報告書、2019年）。特に、複数の関連政策において「市場へのアクセス改善とバリューチェーン強化」が常に主要戦略とされていることから、消費者のニーズを考慮した生産・加工・収穫後処理の重要性が示されている。一方で、コメの生産者間（農家、精米業者、加工業者、仲介業者等）の情報の不均衡が、国産米が輸入米に対抗する機会を妨げる要因の一つになっている（詳細計画策定調査報告書、2019年）。

ギニア政府は2016年、国家政策としてPNDAを策定し、3つの柱である1) 市場へのアクセス改善、2) 生産性の向上、3) ガバナンスの効率化を掲げた。また、PNDAに基づき、「ギニア食料安全保障・栄養・持続的農業開発促進プログラム（Programme Accéléré de Sécurité Alimentaire et Nutritionnelle et de Développement Agricole Durable de la Guinée : PASANDAD）」（2017年～2020年）が実施されており、農業・畜産・水産の各分野のバリューチェーン強化と作物の付加価値化により、2020年までに第一次産業の年間成長率6.5%を達成することを目標としている。

2017年には、PNDAに基づいた食料安全保障強化プログラムという位置づけで「農業投資・食料安全保障・栄養国家計画（Plan National d'Investissement Agricole et de Sécurité Alimentaire et Nutritionnelle : PNIASAN）」（2018年～2025年）が発表された。PNIASANでは、1) 慣行農法の改善とインフラ・生産設備の近代化による生産性



向上、2) 市場へのアクセス改善とバリューチェーン強化、3) 農業セクターのレジリエンス強化による脆弱層の食料安全保障と栄養改善、4) 農業セクターにおける人材開発と若年層と女性の育成、5) ガバナンスと農業セクター支援の改善、の5つのプログラムが定められており、食料安全保障と栄養に対する効果的な取り組みによる脆弱層のレジリエンスへの貢献を目的としている。特に、2020年にはコメ自給率102.4%、2025年には162.9%を達成することを目指している。

本事業は、国産米の生産、加工、販売を促進するための能力強化を行うことにより、農家のコメの販売量増加に伴う所得向上を図ることを目指し、上記開発政策の実現を支援するものである。

### **第3条 プロジェクトの概要**

#### (1) プロジェクト名

海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト

#### (2) 上位目標

ボケ州において、国産米の生産と販売を促進するための方策が実施される。

#### (3) プロジェクト目標

国産米の生産、加工、販売を促進するための能力が強化される。

#### (4) 期待される成果

- 1) ターゲット農家組合により、国産米の販売量増加を見据えた生産量の増と品質の向上がなされる。
- 2) プロジェクトの教訓を踏まえ、農業省の技術的及び組織的な能力が強化される。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果1の指標】

1. 対象農家のコメ平均収量がXX%増加する
2. 対象農家のコメ平均生産量がXX%増加する
3. 品質基準を満たすコメの量がXX%増加する

##### 【成果1の活動】

###### 1-1. 2種類の調査を実施する

- (1) ボケ県およびボファ県の全農家組合の課題、問題およびニーズに関する調査を実施する
- (2) コメのバリューチェーンに関連する民間企業と協力し、地域の市場およびコナクリでのコメ消費者の需要を調査する

###### 1-2. 2種類の調査の結果を分析する

- (1) 農家の、稲作における課題、問題およびニーズを分析し、それらのタイプと状況に基づいて分類する
- (2) 国産米と輸入米の長所と短所、およびコメのバリューチェーンに関連する民間企業との実際の協力の可能性を分析する

###### 1-3. 上記1-1.1-2の分類に基づき、ボケ県とボファ県からそれぞれ3つのターゲット農家組合を選択する

- 1-4. 対象農家組合向けのセンシタイゼーション（鋭敏化）ワークショップを実施する

- 1-5. 6つの対象農家組合のXX農家の世帯ベースライン調査を実施する
- 1-6. 方策を検討する
  - (1) 明確化された課題や問題に応じ、コメ生産を促進するために講じるべきカスタマイズされた方策を検討する
  - (2) 国産米における課題を克服するための方策を検討する
- 1-7. 方策を実践する
  - (1) 6つの対象農家組合のコメ生産を促進するための、カスタマイズされた方策を実践する
  - (2) 6つの対象農家組合における、国産米の課題を克服するために利害関係者会議を開催する
- 1-8. 実施した方策の結果を確認し、必要に応じて方策を変更し、レポートを作成する
- 1-9. ベースライン調査と同じ農家世帯を対象に、最終調査を実施する。

**【成果2の指標】**

- 1. 成果1の活動から得られた教訓取り纏めのレポートが、ボケ州の他の地域へ普及するために、作成される
- 2. ボケ州において、コメのバリューチェーンプラットフォームが、新規に設立される

**【成果2の活動】**

- 2-1. 農業省による他の開発パートナーとの技術的な調整をサポートする
- 2-2. 開発パートナーの財源を動員するための農業省による調整を支援、促進させる
- 2-3. 成果1の結果を農業省と共有し、ボケ州の地域で他の農家組合に普及する
- 2-4. 海岸ギニアを対象とし、NRDS2に沿って作成されたアクションプランを実施するための手段を検討する
- 2-5. プロジェクトの結果を、当プロジェクトの対象者以外に公表する

**(6) 対象地域**

ボケ州（ボケ県、ボファ県）

**【成果1】**

- ① 直接受益者：ボケ県・ボファ県の対象農家組合および、組合メンバーの農家
- ② 間接受益者：ボケ州の農業普及員、コメ農家

**【成果2】**

- ① 直接受益者：農業省関係者
- ② 間接受益者：ボケ州の農業普及員、コメ農家

**(7) 関係官庁・機関**

- 1) 農業省（戦略開発室（BSD）、農業局、農業普及局（ANPROCA）、農業統計局、農業省ボケ州事務所、農業省ボケ県事務所、農業省ボファ県事務所）
- 2) 協力・アフリカ統合省

**(8) 現地プロジェクト期間（予定）**

2021年1月～2024年12月（計48ヶ月）

**第4条 業務の目的**

「ギニア国海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」に関し、発注者が2020年1月29日にギニア国農業省および協力・アフリカ統合省と締結した基本合意文書（R/D：Record of Discussions）に基づき、「第5条 業務の範囲」に定める業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成するものである。

本事業は、ターゲット農家組合に対するコメの販売量増加を見据えた生産量増加と品質向上の支援および、農業省関係者に対する国産米振興における技術・組織能力の強化を図ることにより、国産米の生産、加工、販売に係る能力を強化し、もってボケ州における国産米の生産と販売を促進することを目的とする。

## **第5条 業務の範囲**

本業務は、R/Dに基づいて実施される「ギニア国 海岸ギニアにおける国産米の生産・販売促進プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

## **第6条 実施方針及び留意事項**

### **6-1. 実施方針**

#### **(1) 本プロジェクトの実施方針**

詳細計画策定調査では、可能な限り情報収集を行い、プロジェクトの枠組みをセットしたものの、未だ情報収集が十分ではない。しかし、当プロジェクトはギニアの農業分野における初めての技術協力であるものの、C/Pの国産米振興や人材育成への強い意向が確認できたため、キャパシティ・ビルディングに向けた素地が十分であると判断した。

そのため、本プロジェクトでは、プロジェクト実施期間の4年間で2つのステージに分けて、国産米振興のための技術協力を実施する。

#### **(2) 本プロジェクトにおける、案件実施ステージと、契約期間の考え方**

本プロジェクトの実施期間は4年間で予定しており、二つのステージに分けて実施される。

第一ステージでは、農家組合に対する現状把握調査及びニーズ調査、コメの消費者の需要調査を実施する。調査の結果、課題・問題点を特定した上で有効な対策を抽出し、さらに対象とする農家組合を選定する。対象農家組合が抱える個々の問題に対し、それぞれに合った解決策をC/P機関と共に検討する。

第二ステージでは、プロジェクト2年目以降4年目までの期間、ターゲット農家組合は、パイロット事業を1巡目でボケ県・ボファ県の各1組合、合計2組合を対象とし、3年をかけて3巡することで、計6組合が対象になることを計画している。

（ただし、必ずしもこのとおりに活動を実施する必要はなく、前年度の実施結果によって翌年のターゲット組合数の増減、もしくはターゲット組合を変えないことも選択肢として想定する。）

表. 協力期間の年数・案件実施ステージ・当契約の期分けと、業務内容の関係

協力期間の年数	案件実施ステージ	当契約の期分け	業務内容
1年目	第一ステージ	第一期契約	・現状調査 ・分析に基づいたC/Pとの協議

			・技術方策の提案
2年目～ 4年目	第二ステージ	第二期契約、 第三期契約	・第一ステージにて合意された方策に基づく技術支援の実施 ・フィードバックと更なる提言、マニュアル作成と改訂など

それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について協議の上、JICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### (3) 国産米の販売拡大のための実施方針

本プロジェクトの詳細計画策定調査では、コメバリューチェーンの課題抽出を試みた。種子生産、病害虫防除や栽培管理、収穫後処理や収穫後の管理、加工（パーボイル、精米、包装など）、流通や販売などと段階を追って調査を実施した結果、各工程において多く改善の可能性が見受けられ、プロジェクトとしての介入案が複数提案された。本プロジェクトでは、第一ステージを通して協力の方策の範囲を定め、介入策を提案した後に、第二ステージ以降に対象農家組合への支援をし、成功事例を生み出し、将来的には近郊農家組織への稲作栽培技術の拡大や地域の稲作販売の拡充を目指すこととする。

以下に、詳細計画策定調査で抽出された課題に基づく本業務の実施方針を記す。

#### ① 量と質を確保した国産米の市場流通を目指す

ギニア政府との協議の結果、本プロジェクトは、コメバリューチェーンを意識した内容で合意された。ただし、4年間の協力期間では実施できる分野が限られるため、本プロジェクトでは、支援のニーズがあり、有効性が最も高いと考えられる介入策を実施すべく、実施ステージを2つに分けている。特に、第一ステージでは、農業ポテンシャルが高いはずのギニアが直面している、コメバリューチェーンにおける課題を整理することで、効果的な介入ポイントを見出し、技術指導を通じた量と質の向上を目指すものとした。特に、闇雲に栽培指導による生産量増加を狙うのではなく、売れるコメ、つまり市場を考慮して技術方策を選択することを重要視し、当プロジェクトの支柱とする（成果1）。

また、農家や農家組合の技術向上のみならず、首都政府職員や、県都で行政をつかさどるスタッフ、農業普及員の能力向上にも注力する。彼ら無しには、効率的な国産米振興が成し得ないと考えることから、二本目の支柱（成果2）とし、ギニア側のキャパシティ・ビルディングを実施する。

これら、成果1と成果2へ同時にアプローチすることにより、ギニア国内で真に売れるコメの生産、販売状況を作り出し、対象地域で作付けられた国産米の競争力を高め、プロジェクト目標であるバリューチェーン全体の底上げを目指す。

#### ② 第一ステージ：コメ生産の状況国内のコメ市場および調査による分析

詳細計画策定調査により、基礎的な情報が収集されたが、効果的な技術協力の方針判断に必要な情報は不足している。例えば、対象地域の農家組合の、それぞれのインベントリーは整備されておらず、組合が実施する営農状況、かかえる課題も特定できていない状況であった。このため、本プロジェクトはステージを2つに分け、第一ステージでは対象地域全体を把握する調査を行い、農家組合選定のための情報を収集する。調査の結果から、対象農家組合に必要な技術方策を特

定、カスタマイズされた方策が、技術支援策として提供されることになる。第一ステージにて実施される調査には時間と労力がかかるが、協力の方向性を定めるために必須と考える。

### ③ 対象農家組合の選定と先進組合の活用

詳細計画策定調査時には、複数の農家組合を視察したが、中でもKobaの農家組合は、若い世代が代表を務める意欲的な組合が存在していた。近隣約300農家からコメを買い入れ、FAOの資金を活用して精米・石貫き・包装機を設置、また女性が活動するパーボイル組合への卸も行い、積極的な活動を実施していることが確認された。同組合は、農業省普及局（ANPROCA）を経験したスタッフが対象とする農家への技術支援を担っているが、支援の方法は一方的なものではなく、自らの技術と農家の現行の稲栽培を見せて比較させ、農家自身に考えさせることで、農家の理解の醸成を仕向けるなど、随所に工夫がなされていた。農家組合代表によると、ギニアで開催されたコンペティションにも参加し、幾つかの賞を得た経歴があり、他にもFAOから機材を調達する等、対外交渉力も高いと見受けられた。

この事例のように、ギニアには積極的な取り組みを行う農家組合の存在も確認できている。本プロジェクトの対象にはなり得ないが、一方で成果をあげている組合は優良事例としての活用が考えられる。具体的には、先進組合を講師として招く、または先進組合の稲作圃場をデモ圃場として位置づけ、彼らに技術指導役を務めてもらう等である。国内の彼らの様な知見を探し、活用するべきと考える。

なお、本プロジェクトが対象とする組合は、「灌漑地を有するなど営農条件が整っているにもかかわらず、低収量、低品質」な状態を想定し、少しの投入、少しの工夫で大きな効果が期待できる農家組合を対象に、協力を着手する。

### ④ 農業普及員のキャパシティ・ビルディング

ギニアにおいては、農業省普及局（ANPROCA）が、農業普及員を抱え、農家圃場での技術指導を実施、788名が州や県に配属され、現場での指導を行っている。本プロジェクトにおいても、まず普及員を育て、次にその普及員が農家に指導する「カスケード方式」による普及、または普及員が十分な能力を有していない場合には、優良農家をまず育て、その優良農家から周辺農家に技術伝播させる「Farmer to Farmer方式」による農業普及が検討される。いずれの場合も上述のとおり、プロジェクト1年目に実施する課題分析結果を待つ必要があり、農業普及員の活用の仕方はその後に検討する。なお、プロジェクト内では農業省スタッフに対してJICA専門家による特別な普及員向けの技術指導は行わない。C/Pを含む農業省普及員はJICA専門家と一緒に農家組合に対して技術方策を導入するパートナーとしての位置づけとしており、専門家とC/Pが共同で業務を実施することを通じてC/Pの能力が向上するOJTの視点から、C/Pの能力を強化するアプローチとする。

### ⑤ 価格以外の点での、国産米の競争力強化

ギニア政府が本プロジェクトに期待する成果として、国産米による輸入米に対する競争力強化があげられている。詳細計画策定調査では、輸入米は国産米よりも、競争力を有している可能性があることが判明した。特に需要のあるパーボイルド米を比較しても、価格は輸入米の方が国産米よりも安価であること、見た目も輸入米はきれいで整っており、石が混在しないなど国産米と比較して品質が高い。このため、一般的には、より安価な輸入米が好まれ、特に都市部では顕著に

輸入米が選ばれている。輸入米の品質が国産米のそれよりも高いため、国産米よりも高額になると想定できるが、実態は逆であり、輸入米の方が通常安価である。詳細計画策定調査では、東南アジア、南アジアから輸入されている輸入米の仕入れ価格などは、企業秘密として輸入業者から聞き取ることができなかった。

このように、詳細計画策定調査団内では、「輸入米は、現状以上に販売価格を下げたとしても、利益を維持もしくは上げる可能性がある」という仮説を立てた。つまり、仮に国産米の価格が下がるよう努力しても、それに対抗する様に輸入米も、販売価格を下げられる余力を残している構造であるのではないか、価格面での競争は厳しいのではないかと考えられる。この仮説が正しいとすれば、ギニア国産米が価格競争でのみで輸入米と競争することは危険であると考えられるため、本プロジェクトでは、価格競争の土俵には乗らず、他の方法で国産米の競争力を強化する創意工夫が必要となる。

#### ⑥ インフラ整備状況の未発達に講じる方策

本プロジェクトの協力地域は、海岸ギニアと言われるボケ州であり、首都コナクリから比較的近郊の地域ではあるが、道路の状態が悪く、また路肩が軟弱であり、交通網が弱い。そもそも道路の数も少なく、多くの車が一つの道路や一つの交差点に集中し、特に、橋梁を中心に常に渋滞が発生している。アフリカ各国と比較しても、ギニアの交通ネットワークは劣悪と言わざるを得ない。今後、国内のコメ市場を見据えた、コメのバリューチェーン開発を考える場合、この交通ネットワークの悪さが一つの阻害要因になる可能性がある。つまり、コメを栽培しても、販売先が物理的な近くに限定されてしまう可能性がある。ギニア政府の目論見としては、輸入米が多く販売されている都市部商店における国産米の占有率を高めることが挙げられている。

このような背景から、本プロジェクトでは対象地域での収穫量を拡大、またはコメの質を向上させることをもって、より都市部住民に国内米を訴求させ、国産米振興に繋げることを想定しているが、都市部住民が欲しい時に欲しい国産米が手に入らないと、手に取ってもらえる機会が少なくなるばかりか、国産米の魅力を打ち出すことができなくなる。販売量拡大において、ギニアの交通ネットワークの状況を加味した計画づくりが重要となる。

#### ⑦ プロジェクト機材の考え方

本協力は日本の知見を活用してもらうためのものであり、ギニア農業省側には技術移転、技術協力が中心となる点を説明、そのため農業省から特段大きな機材投入の希望は出されていない。ただし、プロジェクトが対象とする合計6つの農家組合が抱える課題によっては、多少の機材投入は避けられないことも考えられる。ただし、JICA協力の規模は現時点では大型化の予定はないため、JICAによる機材調達は極力抑える計画である。その代わりに、プロジェクトの2つの成果の一つを農業省関係部局の能力強化（キャパシティ・ビルディング）に設定し、機材のための資金導入について、農業省の主体・主導によって国際機関等の他ソースからの獲得も模索することを考えている。

#### (4) 日本の経験の活用とイニシアチブ(CARD フェーズ 2)への貢献

ギニアは、JICAが他開発パートナーとともに推進しているイニシアチブの一つである「アフリカ稲作振興のための共同体 (Coalition for African Rice Development、以下「CARD」)」の対象国である。2009年には、CARDの支援を受け「国別稲作

開発戦略（National Rice Development Strategy、以下「NRDS」）を作成し、活動を行った結果、CARDの目標達成に貢献した。また、2019年8月のTICAD7では、アフリカのコメ収穫量をさらに倍増にする「CARDフェーズ2」が発表され、ギニアも継続して対象国となった。今後さらに、近隣国の成功事例やマテリアルを参考とし、さらなる目標達成に寄与する計画であることに留意して本業務を実施する。

#### （5） 開発パートナー支援事業との連携

本プロジェクトが目指す、コメバリューチェーン全工程への支援には、様々な投入が必要である。しかしながら、日本の投入には限りがあること、また、国際機関、国際金融機関や他国開発パートナーが既にプロジェクトを実施中であることから、他組織との連携・協働により、ギニアのコメ分野の開発に貢献できると考える。

特に、調査対象の農家組合においては農業機械や農業インフラ（灌漑施設など）がボトルネックとなって開発が進まないといったケースがみられた。本プロジェクトはJICA単独で問題を解決するよう試みるのではなく、他開発パートナー・NGOなどの協力を得ながら取り組むよう努める。例えば、JICA技術協力の強みを積極的に広報し、他開発パートナーの事業においてJICAで補完できることを示す、他開発パートナー・NGOの資金動員を図る広い視野を持ち、農業省本省、州・県農業局のC/Pと他開発パートナーとの懸け橋になる等、横断的な活動を行う。

なお、プロジェクトで設定した成果2の活動の一つに“To facilitate coordination by MoA to mobilize financial resources of development partners.”を設けており、農業省による開発パートナーへの調整活動を明記した。このように、援助協調への支援が含まれた本プロジェクトでは、ギニアの稲作に必要な技術方策を開発パートナーが一丸となって対応できる仕組みの構築に努める。

## 6-2. 留意事項

### （1） 現実的かつ具体的な提案

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、受注者の知見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。ただし、ギニア現地における状況（政府は技術協力を初めて受け入れるという点、現地では銀行系ドナーが積極的に事業を展開していること、現状のコメバリューチェーンの発達状況など）を十分に考慮した上で、現実的かつ具体的な提案を行うこと。

- ① 第一ステージにおける現状調査の計画（地理的条件、社会的条件、文化的条件、など、ギニアにおけるコメ調査であることを考慮した上で、調査計画立案すること。）
- ② 第一ステージで収集された情報の分析方法と提言の骨子（特に、現状を調査・考察した上で、ギニア政府機関（農業省のみならず、経産省など）や他団体（開発パートナー・銀行系ドナー・NGO など）との連携の可能性を考察するとともに、JICA 技術協力ならではの強みの活かした提案をすること。）
- ③ 第二ステージで提案する可能性のある事例（特に、過去に関わったプロジェクトからの学びと、本案件に活かせる可能性を明記すること。）

### （2） 仏語語通訳の確保と、仏語による資料作成

本プロジェクトの対象コミュニティやギニア政府関係者は、英語を理解する人材が大変限られており、円滑なコミュニケーションを確保するためには、仏語通訳の確保と仏語による資料作成が不可欠となる。これらに対応できる体制を整備する。

### (3) プロジェクトの柔軟性の確保

上記のような背景に加え、技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

### (4) 協力・アフリカ統合省との関わり

本プロジェクトの実施機関は農業省となるが、ギニア政府は、開発パートナーによる支援の窓口を協力・アフリカ統合省に一本化している。そのため、本プロジェクトにおいても、協力・アフリカ統合省もJCCのメンバーとなっている。従い、農業省と協働している内容を、農業省と共に協力・アフリカ統合省への定期的な報告を行うこと。

### (5) C/P オーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルを作成するとともに、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが重要である。

受注者は、ギニア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくプロセスについて十分意識・工夫すること。

### (6) 安全対策について

受注者は、安全対策について万全を期す必要があり、安全対策に関する JICA ギニア FO からの指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守する。また、受注者は、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。緊急時の連絡体制については、特に万全を期し、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。前述「6-1 実施方針（2）」に伴い、技術普及段階の活動サイトは、第一ステージを経て確定することとなる。この時、外務省の海外安全ホームページにて危険度レベルを参照した上で、執務参考資料「安全対策ガイドランス運用マニュアル技術協力編」に準拠し、「案件別安全対策検討シート」を作成すること。

また、2020年3月5日に新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」が決定された。本件措置のうち、邦人渡航に関する最新関連情報は、領事メール、大使館HP及びギニア関係当局から、最新情報を確認すること。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

なお、2020年7月現時点で、ギニア政府は新型コロナウイルス対策の一環として、全ての入国者に以下を要求すると発表しています。本契約における実際の現地渡航までに、変更される可能性は大きいため、引き続き情報収集を行い、JICAの指示に従うこと。

- ・ 直近の新型コロナウイルス検査陰性証明の携行
- ・ コナクリ市到着時の新型コロナウイルス検査
- ・ コナクリ市到着後の、国家保健安全庁（Agence Nationale de Sécurité



Sanitaire :ANSS) が指定する期間における隔離措置

## 第7条 業務の内容

本プロジェクトの業務内容については以下のとおり想定している。

【第1期契約期間：2020年12月～2021年12月】

### 【第1ステージ】

- (1) ワーク・プラン（第1期契約分原案）の作成・説明・承認  
本プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期契約分原案）（仏文・和文）に取りまとめ、JICAへ説明、承認を得る。
- (2) ワーク・プラン（第1期契約分）の協議・合意  
JICAに承認されたワーク・プランを用いて、現地ギニア政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、ワーク・プランとして合意すること。
- (3) 農家を取り巻く現況調査の実施  
ボケ県およびボファ県の全農家組合の課題、問題およびニーズに関する調査を実施する。特に、生産者としての観点から、生産、栽培、収穫後処理、流通など各工程に沿って調査を実施し、関係者の直面している課題の整理を詳細に行う。技術支援対象となる農家組合の選定も考慮に入れた調査を行う。  
また、コメのバリューチェーンに関連する民間企業と協力し、地域の市場およびコナクリでのコメ消費者の需要を調査する。特に、流通に携わる者および消費者としての観点から、関係者の直面している課題の整理を詳細に行う。  
また、開発パートナー(IFAD、AfDB、WB、ISDBなど)と将来的にどのような連携を組むことが出来るか、という観点から、聞き取り調査および協働の可能性の協議を行う。
- (4) 農家を取り巻く現況調査結果の分析  
上記(3)の調査で得られた結果を、以下の項目に沿って、分析する。
  - ・ 稲作栽培携帯や、農家組合の規模、に基づく類型化
  - ・ 種子生産、栽培、収穫後処理、流通、市場など段階分けしつつ、バリューチェーンの各段階に沿った分析
  - ・ 生産者から消費者まで、様々なアクターを抽出し、C/Pと関係者分析や課題分析を通じた協議
  - ・ 国産米と輸入米の比較と分析、勝算の検討
  - ・ 民間企業参入や協働の可能性についての検討
  - ・ NGOや他の開発パートナーとの協働の可能性についての検討 など
- (5) 対象農家組合の選定の準備  
上記(4)の分類に基づき、第一ステージにおける調査結果報告書（仏文・和文）を作成する。  
また、本プロジェクトの第二ステージで対象とする農家組合を、ボケ県とボファ県から各3つ、合計6つ選定するための準備を行う。選定のクライテリアは、受注者の提案によるものとし、組合活動内容、所属農家数、対象市場、農業イ

ンフラ整備状況、コメの平均単収などを総合的に考慮する。ただし、第一ステージでは全6つの組合を選定せず、各年でボケ県とボファ県から各1つずつを選定していくため、この段階ではあくまで候補農家組合の整理作業とする。

(6) 第1回合同調整委員会 (Joint Coordination Committee (以下、「JCC」) の開催

JCCを開催し、第一ステージを総括した分析結果の発表、及びボケ県とボファ県の対象農家組合候補を紹介し、C/Pと協議の上選定を完了させる。選定のクライテリアは、受注者の提案によるものとするが、C/Pの意見を反映し、実施段階に移る前にC/Pのオーナーシップの醸成を図ること。ただし、この時点では全6つの組合を選定せず、第二ステージの1巡目の対象となる組合を、ボケ県とボファ県から各1つずつを選定する。

また、この時のJCCではPDMの改訂に関する協議も行い、第二ステージ以降の活動や、各成果の指標の数字を具体的に明示すること。

(7) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第1期契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書（仏文・和文）として取りまとめること。

【第2期契約期間：2022年1月～2023年12月】

(8) ワーク・プラン（第2期契約分原案）の作成・説明・承認

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期契約分原案）（仏文・和文）に取りまとめ、JICAへ説明、承認を得る。なお、ワーク・プラン（第2期契約分原案）については、第1ステージで設定した評価指標の見直しを含め、PDMを見直すこと。見直された指標とその根拠は明示すること。

(9) ワーク・プラン（第2期契約分）の協議・合意

JICAに承認されたワーク・プラン（第2期契約分原案）を用いて、上記の活動の結果を踏まえ、現地ギニア政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、ワーク・プラン（第2期契約分）として合意すること。

なお、ワーク・プラン（第2期契約分原案）の内容および、見直されたPDMの評価指標については十分に説明、協議、意見交換をした上で、関係者と合意形成を行うこと。

(10) 1巡目の対象農家組合向けのセンシタイゼーション（鋭敏化）ワークショップの開催

上記(5)で選定された、2つの対象農家組合向けのセンシタイゼーション（鋭敏化）ワークショップを実施する。農家組合の主体的な取り組みを促すための工夫を提示する。

(11) 1巡目の対象農家組合のベースライン調査を実施する

対象となった2つの組合における、農家世帯向けベースライン調査を実施する。ベースライン調査の結果報告書（仏文・和文）を作成する。農家選定のクライテリアは受注者およびC/Pが協議の上定めることとする。

(12) 1巡目の対象農家組合への課題解決方策を検討・提案する

これまでに明確化された課題や問題に応じ、コメ生産を促進するために講じるべき、各対象農家組合のためにカスタマイズされた方策を検討する。特に、国産米における課題を克服するための方策を検討する。この時、対象農家組合の課題および課題解決のための方策報告書（仏文・和文）を作成する。

(13) 1巡目の対象農家組合への課題解決方策を実践する

2つの対象農家組合のコメ生産を促進するための、カスタマイズされた方策を実践する。また、必要に応じて、2つの対象農家組合における、国産米の課題を克服するために利害関係者会議を開催する。

(14) マニュアルの作成

方策の実践のために、対象農家組合向けマニュアル初版（仏文）を作成する。調査結果内容など事業実施の経験を踏まえ、定期的に必要な更新を行う。

(15) 1巡目の対象農家組合への課題解決方策の結果確認とレポート作成

実施した方策の結果を確認し、必要に応じて方策を変更し、レポート（仏文・和文）を作成する。特に、第一ステージ時の調査結果および、対象農家組合の選定に至った経緯などを含め、C/Pと協議を経た内容が判るよう詳細をまとめること。

(16) 対象農家組合の選定のためのC/Pとの協議（第2回JCCの開催）

JCCを開催し、対象となった2つの農家組合の取組結果を報告する。さらに、2巡目の対象とする組合を、ボケ県とボファ県から各1つずつを選定する。2巡目の対象農家組合向け作業（対象農家組合向けのセンシタイゼーション（鋭敏化）ワークショップから、課題解決方策の作成。）

(17) 2巡目の支援の実施

2巡目の対象組合に対し、上記（10）から（15）と同様の活動を行う。マニュアルに関しては、それぞれの対象農家組合の直面する課題に応じて、アップデートする。複数回のアップデートの後に、対象農家組合向けマニュアル最終版初版（仏文）を作成する。

(18) 対象農家組合の選定のためのC/Pとの協議（第3回JCCの開催）

JCCを開催し、対象となった2つの農家組合の取組結果を報告する。さらに、3巡目の対象とする組合を、ボケ県とボファ県から各1つずつを選定する。

(19) プロジェクト業務進捗報告書の作成

第2期契約期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務進捗報告書（仏文・和文）として取りまとめる。

【第3期契約期間：2024年1月～2025年2月】

(20) ワーク・プラン（第3期契約分原案）の作成・説明・承認

プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第3期契約分原案）（仏文・和文）に取りまとめ、JICAに説明し、

承認を得る。なお、ワーク・プランについては、第2期契約で設定した評価指標の見直しを含め、PDMを見直すこと。見直された指標とその根拠は明示すること。

(21) ワーク・プラン（第3期契約分）の協議・合意

JICAに承認されたワーク・プラン（第3期契約分原案）を用いて、上記の活動の結果を踏まえ、現地ギニア政府関係者、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、ワーク・プラン（第3期契約分）として合意すること。

なお、ワーク・プラン（第3期契約分原案）の内容および、見直されたPDMの評価指標については十分に説明、協議、意見交換をした上で、関係者と合意形成を行うこと。

(22) 3巡目の対象農家組合への活動

上記(10)～(15)を、3巡目の対象農家に対して実施する。

マニュアルに関しては、それぞれの対象農家組合の直面する課題に応じて、アップデートする。複数回のアップデートの後に、対象農家組合向けマニュアル最終版初版（仏文・英文）を作成する。

(23) 対象農家組合のフォローアップとモニタリング

1巡目、2巡目において支援対象となりプロジェクトからの直接的な介入を終了した農家組合を対象に、その後のモニタリングと必要があればフォローアップ研修などを行う。

(24) NRDS 第2版に沿って作成されたアクションプランの実施促進支援

先方政府により、NRDS 第2版に沿って作成されたアクションプランを実施するための手段を整理し、議論をする。その際には、より効果的な手段を提示しつつ、実施を促進するよう工夫した導きを行う。

(25) 農業省による他の開発パートナーとの技術的な調整支援

農業省が他の開発パートナーと協働するための支援を行う。第一ステージで実施した調査と協議結果を踏まえ、農業省に提案を行うなど、調整を支援し、開発パートナーの資金を活用するための農業省による調整を支援、促進させるよう取り組む。

(26) 対象農家組合のエンドライン調査の実施

対象となった6つの組合における、農家世帯向けエンドライン調査を実施する。農家選定のクライテリアは、ベースライン調査時に受注者およびC/Pが協議の上定められたものであり、基本的には同じ世帯とする。エンドライン調査の結果報告書（仏文・和文）を作成する。（1巡目、2巡目、3巡目の対象農家組合では、それぞれプロジェクトに介入された期間やベースライン調査の時期が異なることとなるが、エンドライン調査の時期は同じとする。）

(27) ギニアの国産米振興のためのアプローチガイドラインの作成

マニュアルの作成、エンドライン調査結果の分析を通して、ギニアの国産米振興のためのアプローチガイドライン（仏文・英文）を作成する。6つの対象農家組合の事例をケーススタディとして、①ギニアにおける課題の整理（第一ス

ページの調査)、②各対象農家組合の課題解決のための方策、③各対象農家組合のベースライン調査結果、④各対象農家組合のための課題へのアプローチと、その変化を時系列で示し、④各対象農家組合の成果をエンドライン調査に基づき取りまとめること。

(28) 本プロジェクトの結果の対外的な公表対外的な公表

コメバリューチェーンの改善や、組織を超えた横断的な協力を目指す上で、本プロジェクトの活動内容や広報活動は重要である。本プロジェクトによる取り組みの結果を、ギニア国内外の本プロジェクト関係者以外にも発信する<sup>1</sup>。

(29) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書(仏文・和文)として取りまとめる。

【全契約期間を通じての共通の業務】

(1) 安全管理情報の継続的収集

本プロジェクトの対象地域においては、継続的に治安情報を収集し、安全管理を徹底する。必要に応じて、JICAギニアFOおよびJICAセネガル事務所へ情報を共有する。

(2) モニタリングシートの作成

本プロジェクトにかかるM/M、R/D等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成するとともに、ギニア側関係者と協議、意見交換の上で、上記内容を反映させたモニタリングシートVer. 1(英文)に取りまとめる。

その後は6か月ごとにC/Pと共にモニタリングシートを作成し、JICAギニア・フィールドオフィス(FO)に提出する。

(3) JICAによる調査への協力

JICAは、2022年度に中間レビュー調査を予定している。また、当プロジェクト終了の6カ月前には、終了時評価を予定している。両調査の実施に際して、受注者は、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理・提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査における必要な便宜を供与するものとする。なお、両調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更される可能性がある。

(4) 情報共有のための会議の開催(JCCを含む)

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、JCCメンバーを含む関係者の情報共有会議を定期的に行う。少なくとも年に1回JCCの開催を支援し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度確認等を行う。

(5) 広報活動の実施

---

<sup>1</sup> 具体的な発信先やその手段について、プロポーザルにて提案すること。

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、ギニア及び日本の国民各層並びに他開発パートナーからも正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努めることとし、具体的な提案があればプロポーザルに含めること。加えて、JICAが行う各種セミナーやTICAD関連の広報活動についても、本業務の一環として協力すること。

#### (6) 国別研修（本邦研修）の実施

より効率的に、必要な技術を習得するための方法として、国別研修（本邦研修）の企画と実施を認める。具体的な実施の前に、第一ステージの分析結果に基づき、研修参加者、研修の訪問先、研修プログラムを策定、適切なタイミングで実施する<sup>2</sup>。

#### (7) 農業省による他の開発パートナーとの技術的な調整支援

農業省が他の開発パートナーと協働するための支援を行う。第一ステージで実施した調査と協議結果を踏まえ、農業省に提案を行うなど、調整を支援し、開発パートナーの資金を活用するための農業省による調整を支援、促進させるよう取り組む。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

契約	レポート名	提出時期	部数
第1期契約	業務計画書（第1期契約分） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期契約分）	業務開始から約3ヵ月後	和文：3部 仏文：3部
	モニタリングシートver1	業務開始から6ヵ月後	電子データのみ （和文・仏文）
	モニタリングシートver2	前回のモニタリングシート提出から6ヵ月後	電子データのみ （和文・仏文）
	プロジェクト業務進捗報告書 （第1期契約分）	第1年期契約終了時	和文：3部 仏文：3部 CD-R：3枚
第2期契約	業務計画書（第2期契約分） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期契約分）	業務開始から約1ヵ月後	和文：3部 仏文：3部

<sup>2</sup> 遠隔研修・セミナー等を技術移転の手段に含める場合には、その企画・実施についてプロポーザルにて提案すること。

契約	レポート名	提出時期	部数
	モニタリングシートver3	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	モニタリングシートver4	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	モニタリングシートver5	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	モニタリングシートver6	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	プロジェクト業務進捗報告書 (第2期契約分)	第2期契約終了時	和文：3部 仏文：3部 CD-R：3枚
第3期契約	業務計画書（第3期契約分） (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第3期契約分）	業務開始から約1ヵ月後	和文：3部 仏文：3部
	モニタリングシートver7	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	モニタリングシートver8	前回のモニタリングシート提出から6か月後	電子データのみ (和文・仏文)
	プロジェクト業務完了報告書	第3期契約終了時	和文：5部 仏文：5部 英文：5部 CD-R：3枚

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロジェクト事業進捗報告書及びプロジェクト事業完了報告書には、以下の内容を含むものとする。

- ① プロジェクト事業進捗報告書：活動内容・成果、プロジェクト成果達成の見込み、目標達成の見込み、インパクト、実施上の課題、次期計画における重点及び計画遂行上の留意点
- ② プロジェクト事業完了報告書：プロジェクトの成果一覧、活動実施スケジュール（実績）、投入実績、プロジェクトの実施運営上の課題とそれを克服するための工夫・教訓、PDMの変遷、合同調整委員会開催記録

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）

- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項
- イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目 (案)
  - a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
  - b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
  - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
  - d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
  - e) 上位目標の達成に向けての提言
  - f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は英文・仏文でも構わない。)

- ① PDM (最新版、変遷経緯)
  - ② 業務フローチャート
  - ③ 詳細活動計画(WBS (Work Breakdown Structure)<sup>3</sup> 等を活用)
  - ④ 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
  - ⑤ 研修員受入れ実績
  - ⑥ 供与機材・携行機材実績 (引渡リスト含む)
  - ⑦ 合同調整委員会議事録等
  - ⑧ その他活動実績
- 注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア. 第一ステージにおける調査結果報告書 (仏文・和文)
- イ. 各対象農家組合の課題および課題解決のための方策 (仏文・和文)
- ウ. 各対象農家組合のベースライン調査結果報告書 (仏文・和文)
- エ. 各対象農家組合のエンドライン調査結果報告書 (仏文・和文)
- オ. 各対象農家組合向けマニュアル初版 (仏文)
- カ. 各対象農家組合向けマニュアル最終版 (仏文)
- キ. アプローチガイドライン (仏文・英文)

## (3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア. 今月の進捗、来月の計画、当面の課題、安全管理情報

<sup>3</sup> WBSについては、以下のURLを参考にすること。

[https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200712\\_aid\\_13a.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200712_aid_13a.pdf)



- イ. 活動に関する写真
- ウ. WBS
- エ. 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

本業務については、以下の3つの契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期：2020年12月～2021年12月

第2期：2022年1月～2023年12月

第3期：2024年1月～2025年2月

このため、各期の契約期間終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等についてJICAが指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、上記の契約期間の分割については、受注者がより適切と考える業務工程計画があれば、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 約67M/M

#### （2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案すること。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体案とともにプロポーザルに提示すること。

- ① 業務主任者／コメバリューチェーン（マーケティング）（2号）
- ② 国家米開発戦略（NRDS）（3号）
- ③ 稲作技術（4号）
- ④ 農家世帯調査
- ⑤ 関係者（開発パートナー・民間）連携・民間連携

### 3. 対象国の便宜供与

#### （1）カウンターパートの配置

本コンポーネントの日本人専門家には、各1名ずつカウンターパートが配置される予定である。

#### （2）事務所スペースの提供

ギニア農業省が確保予定である。コナクリ（農業省本省内）、ボケ県（農業省ボケ県事務所）、ボファ県（農業省ボファ県事務所もしくはボケ州事務所）におけるプロジェクト事務所が提供される予定である。

### 4. 配布資料等

#### （1）配布資料

- ① 当案件の要請書
- ② 当案件の詳細計画策定調査結果報告書
- ③ 締結済みのRD

## 5. 業務用機材

第1期の契約において、業務遂行上必要なオフィス用及び調査用機材があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積に含めること。また、プロジェクト執務室における家具類（テーブル、書棚、エアコン等）はギニア側負担により設置されている予定である。

プロジェクトでは車両を2台購入するので、車両本体以外の燃料費および運転手雇用経費は見積に計上すること。なお、車両は2022年1月に調達見込みのため、それまでの期間は、活動に必要な車両はレンタカーを想定し、本見積に計上すること。

## 6. 現地再委託

第1ステージにおける「農家を取り巻く現況調査」と、第2ステージにおける「ベースライン調査」、「エンドライン調査」については、豊富な経験を有する現地または第三国コンサルタントへの再委託による実施を認める。

現地再委託を行うことが適当と考えられる調査については、理由と具体的な調査計画とともにプロポーザルにて提案すること。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 7. 安全管理

ギニアにおける行動については、安全管理の観点から以下に示すJICAの安全管理基準を厳守すること。なお、JICAの安全管理基準については、随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要になった場合、もしくは、安全管理基準の変更がなくても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議のうえ、必要に応じこれを認めることとする。

### (1) 基本行動

ボケ県への渡航の前には、その都度JICAギニアFOを通じたJICAセネガル事務所への渡航承認を得ることとする。従い、事前に現地渡航計画を立てた上で、前広に渡航申請が必要である。

活動は、ギニア滞在中の細かな行動については、JICAギニアFOもしくはJICAセネガルの指示に必ず従うこととする。

現地での調査実施に当たっては、JICAギニアFOと逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密に取ること。特に、ボケ県への出入りについては、定期的（移動のあるタイミングごとに毎週1度など）に機構に報告すること。

### (2) 宿泊

宿泊場所は、JICAの定める安全対策措置にて指定された範囲内の宿泊施設とし、JICAの安全基準を満たす必要があるため、確保に際してはJICA事務所の指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

業務実施体制整備までの期間については、原則JICAの安全基準を満たす既存の宿泊施設を利用することとする。なお、ボケ県の具体的な現地滞在日程については、

事前にJICA側と協議するものとする。なお、コナクリ市以外のホテルでは、通常インターネットサービスの提供はないことから、事前にコナクリ市内の通信会社などから、ネットワークサービス用機材を購入し、通信環境を整備することが望ましい。宿舎は、電話及びインターネット接続環境の整ったところを選定すること。

### (3) プロジェクト事務所

プロジェクト事務所は3箇所（コナクリ市内、ボケ県、ボファ県）に設けることを先方政府と合意しており、プロジェクト事務所を提供させる準備を進めているが、現地で状況を確認し、JICAギニアFOおよびJICAセネガル事務所と相談と協議の上、安全管理に必要な条件が整っている事務所スペースを確保すること。

### (4) 大統領選挙に伴う安全措置

ギニアの現職大統領の任期は2020年12月21日までであるため、10月18日には大統領選挙が行われ、関連行事が年末にかけて続くことが見込まれる。この間、国内の政治活動が活発化することが予想されるが、2021年1月以降もこれら動きが続く可能性もあり、状況を注視する必要がある。状況次第では、JICA側から行動制限（宿泊先での待機、コナクリ市への避難、ギニア渡航見合わせ等）が設けられる可能性もある。従い、受注者もJICA側からの情報収集を密に行い、柔軟に対応できる渡航計画とすること。

### (5) 複数のコミュニケーション手段

回線不通となる場合を想定し、常にコミュニケーション手段を複数確保すること。携帯電話は一人あたり1台以上を常備し、常時2社以上のSIMカード（通話およびSMS）を常にアクティブにしておくこと。衛星携帯電話は、使用する車両につき1台、または4人に1台を確保し、万が一の事態に備え配置すること。調査時および外出する際には、緊急事態に対応が可能となるよう、業務従事者間の連絡手段の確保に留意し、活動グループごとに適切な連絡手段を携行すること。

### (6) 現地再委託

本業務では農家世帯調査に関して現地再委託を認めるが、現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国からの調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切に取られるよう、必要な措置を講じた契約を行うこと。

### (7) 治安管理にかかる特別経費

上記安全管理にかかる経費として、以下の項目を認める。

- ① 航空賃：路線の変更、他社便の利用、予定の変更等を含む緊急時の対応が容易な航空券の購入を必須とする。別見積りに計上すること。
- ② 事務所スペース改修費等：基本的には、C/PおよびJICAギニアFOと協議の下、望ましい執務スペースの選定を行うが、完全に条件を満たす場所が見つかるとは限らない。そのため、安全面の基準を満たすための軽微な施設の修繕・補強のための経費として、一律50万円を定額見積りとし、本見積りに計上すること。
- ③ 衛星携帯電話：前述の通り、衛星携帯電話の携帯を必須とする。安全対策に則った衛星携帯電話の購入、もしくはレンタル費用の計上、使用料金を本見積りに計上すること。

## 8. その他留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務においては、第1期契約、第2期契約、第3期の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

但し、第2期契約については、JICAの中期計画期間（2022年3月末に区切り）を跨ぐため、契約期間を変更する可能性がある（第2期契約を年度ごとに2分割する等）がある。

以 上